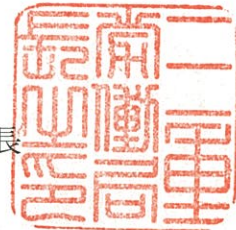




三労発基0404第2号  
平成30年4月4日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター  
所長 殿

三重労働局長



### 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設について

労働行政の運営につきましては、日頃から格段のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところです。また、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、治療と仕事の両立支援は、働き方改革の重要なテーマの1つとして、政府を挙げてその普及を推進していくこととされています。

このような中で、今般、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」により、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬として「療養・就労両立支援指導料」が新設されました。本診療報酬は、がんと診断された患者（産業医が選任されている事業場に就労しているものに限る。）について、保険医療機関の医師が就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等の当該患者の就労と仕事の両立に必要な情報を文書により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6か月に1回に限り算定することができます。

本診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医の連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものであります。

産業医の本診療報酬への理解及び適切な対応が促進されるよう、貴殿におかれましては、関係する事業場及び産業医に対して、本診療報酬の新設についての周知に、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

<名称>

療養・就労両立支援指導料

<点数>

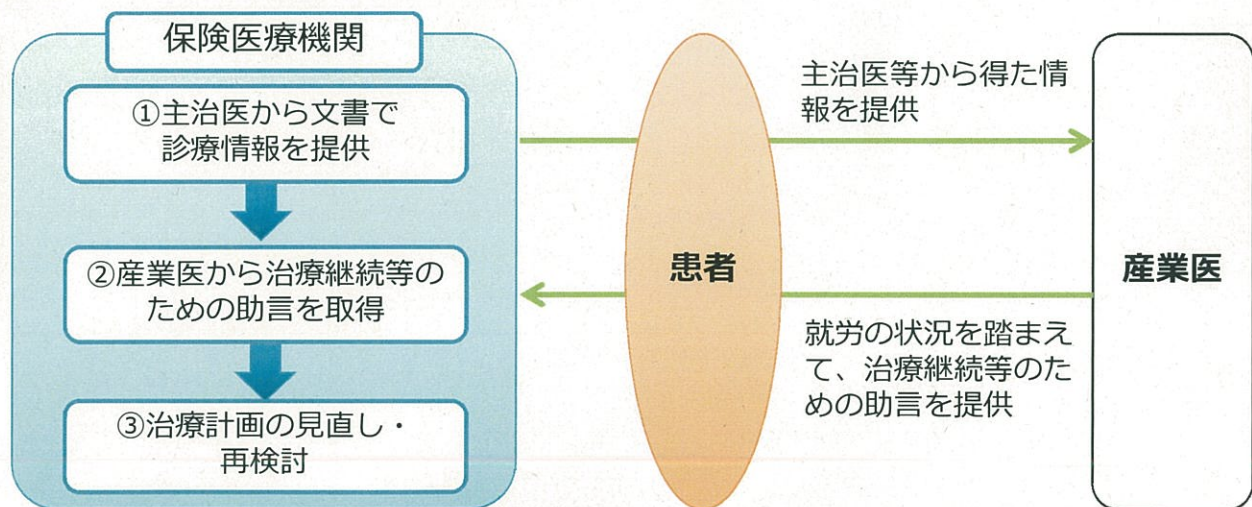
1000点 (10000円)

(相談支援体制が整備されている医療機関の場合、500点(5000円)が上乘せされる。)

<ポイント>

- 対象疾患：がんに限る。
- 対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。
- 算定要件：
  - ・主治医が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
  - ・産業医は、主治医に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
  - ・主治医は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

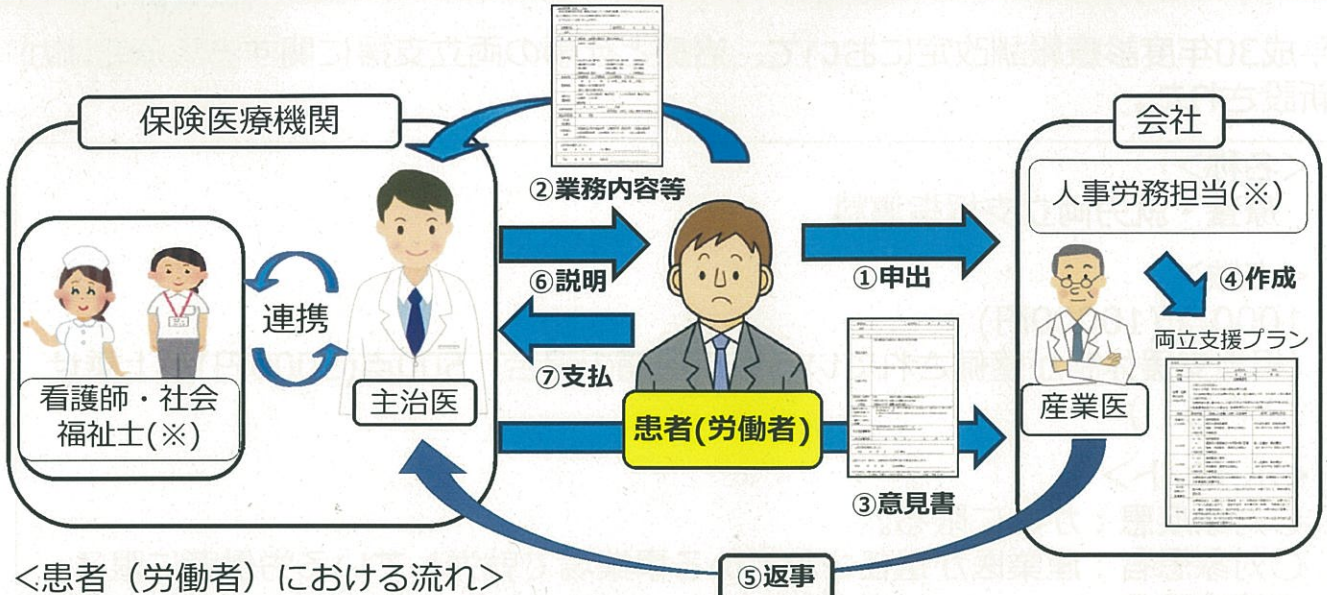
○療養・就労両立支援指導料



～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用：http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html～

～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。



＜患者（労働者）における流れ＞

- ①会社に「治療と仕事の両立」を申し出る。
- ②仕事の内容等を主治医に提供する。
- ③主治医に会社の産業医宛ての意見書を書いてもらい、会社に提出する。
- ④主治医や産業医の意見を踏まえ、会社の人事労務担当者が両立支援プランをつくる。
- ⑤産業医に主治医へ返事を書いてもらう。
- ⑥産業医の返事を踏まえ主治医から治療スケジュールの変更の必要性の有無等について説明を受ける。
- ⑦療養・就労両立支援指導料を算定する。

(※) 両立支援コーディネーターの主ななり手